

利根消防署からのお知らせ

令和 8 年 1 月 1 日から 林野火災注意報・林野火災警報 が運用開始されています

昨年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市林野火災をはじめ、全国的に野焼き・たき火・ごみの焼却行為等の飛び火から大規模な火災に発展する事案が多発しています。また、利根町でもこれらから燃え広がった火災が多数発生し、建物に被害が拡大した例もあります。

これらを踏まえ、当組合では火災予防の一部を改正し、火災発生の危険性が高いと認められる気象条件の際には、林野火災注意報・林野火災警報を発令することとなりました。

林野火災注意報が発令されると山林、原野等においての火入れはもちろんのこと、その他**全ての地域の屋外において、たき火や、野焼き、煙火、喫煙等の火災予防条例に定められた「火の使用の制限」**に従う努力義務が課せられます。また、林野火災警報が発令された場合は「火の使用の制限」に従う義務が課せられます。

みなさまの生命や財産を守るために、ご理解とご協力をお願いします。

林野火災注意報・警報が発令された際には、利根町行政アプリ等にて広報いたします。また発令状況については当消防本部、利根町公式ホームページなどでもご確認いただけます。

稲敷広域消防本部 利根消防署
Tel 0297-68-3755

稲敷消防



稲敷地方広域市町村圏事務組合ホームページ
www.inashiki-kouiki.jp

※利根町公式ホームページ等に関しては
「利根町役場防災危機管理課消防交通係」までお問い合わせください。

林野火災注意報発令時

火災が発生しやすく危険です
「火の使用の制限」に努めてください

【林野火災注意報の発令基準】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合を除く。

林野火災警報発令時

火災が発生しやすく大変危険です
「火の使用の制限」に従う義務があります

【林野火災警報の発令基準】

林野火災注意報発令中に強風注意報が発表された場合

火の使用の制限に従わない場合の罰則が
消防法で定められています。

【罰則】30万円以下の罰金又は拘留